

# 地域公共交通計画認定申請について

令和4年（2022年）5月

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター  
「いなぼう」

# 1. チョイソコいながわ運行の財源について

- 令和2年度の無償運行による実証実験、令和3年度の有償運行による実証実験における運行経費の財源は、兵庫県版地域創生交付金の活用と猪名川町の負担による運行を実施している。
- 令和4年度の本格運行への移行後は、継続的な運行財源を確保するため、国の補助制度（フィーダー補助）の活用を予定しており、昨年度に令和4年度フィーダー補助に係る生活交通確保維持改善計画の認定を受けたところである。
- 令和5年度についても同様に国の補助制度（フィーダー補助）を活用したいと考えており、そのためには、昨年度に策定した地域公共交通計画の認定を受ける必要がある。
- 次項以降のとおり、猪名川町地域公共交通会議において、地域公共交通計画認定に係る申請及び当該補助金の交付に係る今後の事務手続き等について事務局に一任することについて同意を求めるものとする。

## 【令和4年度以降において活用を図る交付金】

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

※地方運輸局長が指定する交通不便地域における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を獲得するため、近畿運輸局長あてに猪名川町長名で阿古谷地区を対象に交通不便地の認定申請を行い、令和3年6月29日付で指定を受けました。

※令和4年度分は、令和3年度第2回猪名川町地域公共交通会議においてご同意いただき、生活交通確保維持改善計画認定申請を行い、令和3年9月28日付で同計画の認定を受けています。

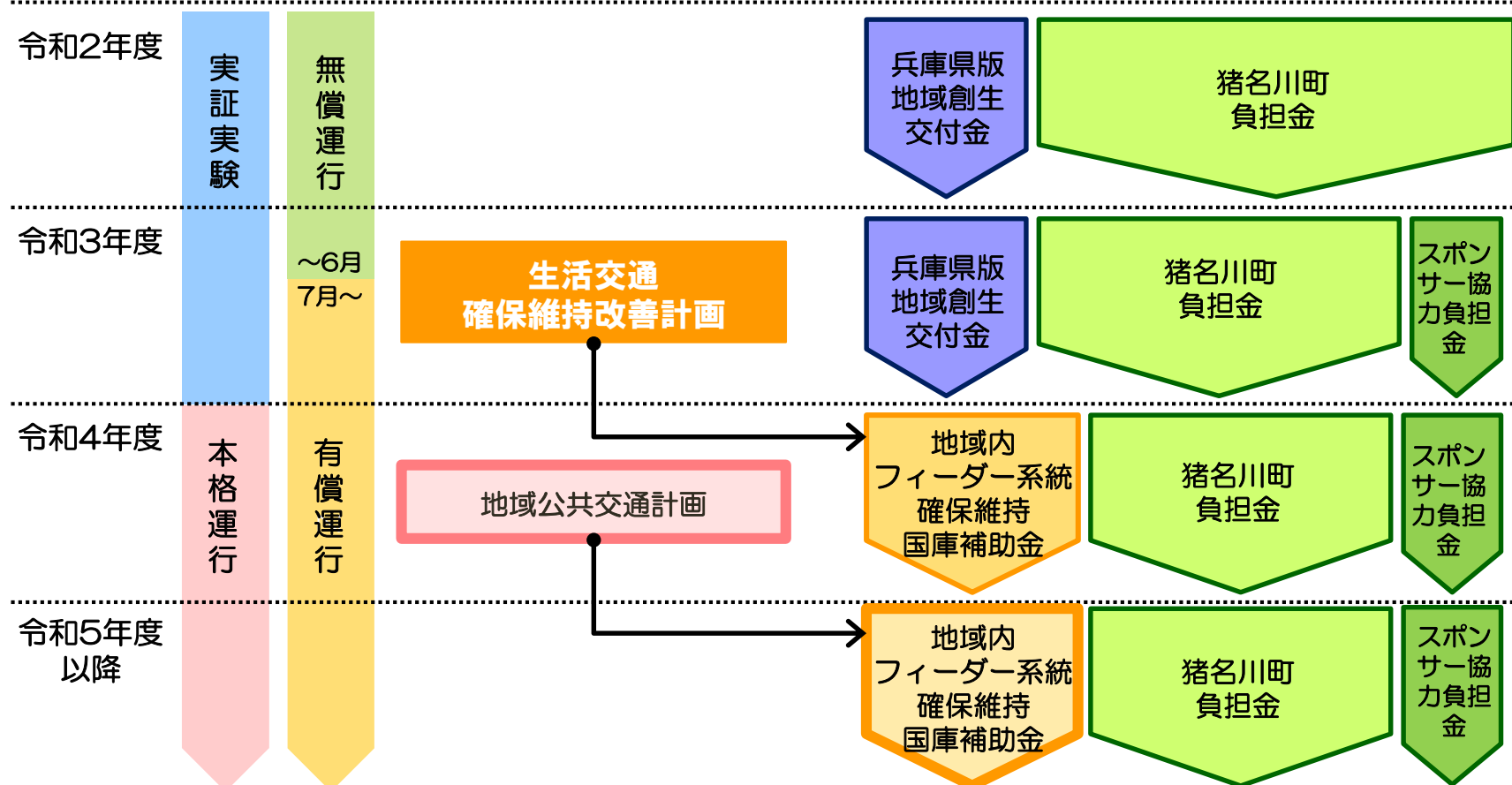
## 2. 令和4年度以降におけるチョイソコいながわ運行の財源

- 令和4年度は、地域内の生活交通を対象とした「生活交通確保維持改善計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」と猪名川町の負担による運行を予定している。
- 令和5年度以降は、令和3年度末に策定した「地域公共交通計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」を活用した運行を想定し、町の負担を小さくしながら運行を継続していくものとする。
- 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金は、交通不便地認定を受けた『阿古谷地区』で運行するチョイソコいながわの運行経費が対象となる。

### ● 今後のチョイソコいながわの運行財源確保のイメージ

【計画策定】

【チョイソコいながわ運行経費】



# 3. 地域公共交通計画の認定について



令和5年度 地域内フィーダー系統確保維持事業 計画認定申請案内  
(補助対象期間 R4.10.1~R5.9.30)

○ 昨年度は令和4年度の国庫補助を活用するため、旧要綱に基づき、生活交通確保維持改善計画を作成し、地域公共交通会議の同意を受け、同計画認定申請を行い、認定を受けたところであるが、地域公共交通計画が補助制度との連動化に対応できている場合は、地域公共交通計画の認定が必要となるため、令和5年度分以降は地域公共交通計画の認定について申請を行うこととする。

この申請案内は、地域公共交通計画（網形成計画含む）を作成し、かつ、計画制度と補助制度の連動化（※）に対応できている自治体の方への案内です  
(※) 計画制度と補助制度の連動化については、別添の「補助連動パンフレット」を参照下さい。

また、乗用タクシーに係る補助については、計画制度と補助制度の連動化に関する経過措置期間はありませんので、新補助要綱に基づく申請（本案内）を行って下さい。  
旧補助要綱に基づく申請はできませんのでご注意下さい。

(1) 提出期限：令和4年6月30日（木）

・提出期限によらず、可能な限り速やかに提出してください。

(2) 提出先：管轄する運輸支局（兵庫陸運部）

・申請に係る押印が廃止となりましたので、電子データを提出してください。

(3) 認定日：令和4年9月末（予定）

・管轄する運輸支局（兵庫陸運部）を通じて、申請者に通知します。

(4) 提出書類：必要書類一覧1.~13.の書類を提出してください。

なお、必要書類一覧の2. 3. で示している「補助要綱第17条第1項に規定する事項」とは、次のとおりです。

「補助要綱第17条第1項に規定する事項」

- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- ・上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- ・地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

# 4. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

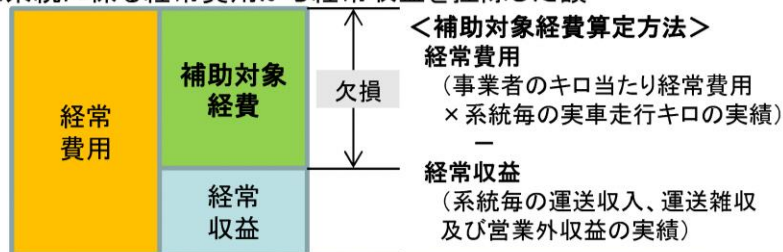
- 地域公共交通計画の認定を受けることで「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けられる。
- 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助額は、補助対象交通（チョイソコいながわ運行エリアのうち地方運輸局長が指定する交通不便地域である阿古谷地域のみ）運行欠損額の最大1/2 であり、残りは猪名川町負担となる。

## ● 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の概要

### 補助内容

- 補助対象事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

- 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率  
1/2

- 主な補助要件

協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること  
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字であること

出典：国土交通省資料

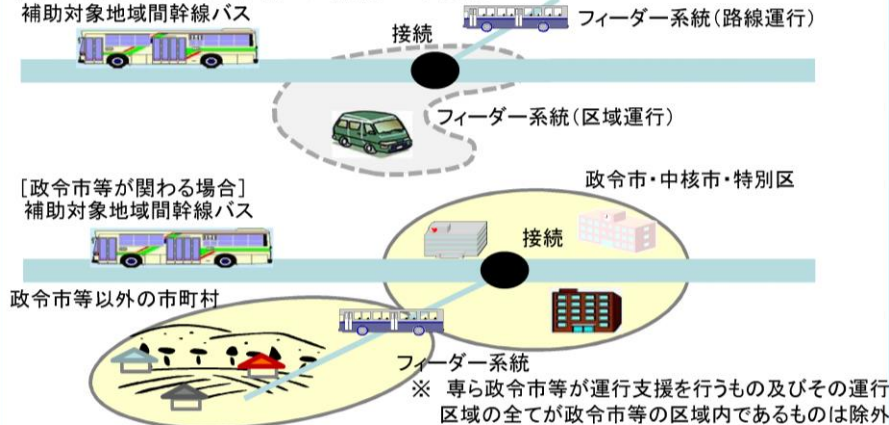
# 4. 地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金について

- 地域内フィーダーシステムとは、一般的には幹線（地域間幹線バスシステムや鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシーなどを指すが、協議では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバス交通・デマンド交通等を指す。
- 「地域公共交通確保維持改善事業」の中では、補助対象となる幹線バス交通ネットワークを補完するものであることや、幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであることなどの要件が定められており、**阪急バス杉生線はいずれにも該当しないため、大島地区は当該補助の対象外**となる。

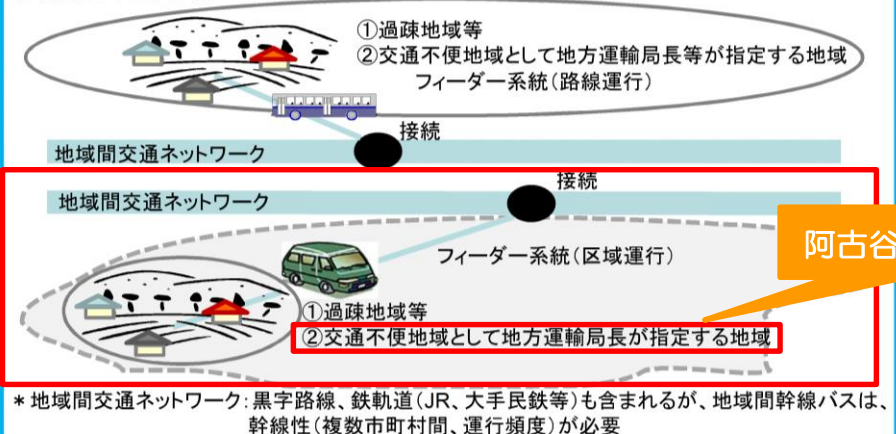
## ●補助対象システム（地域内フィーダーシステム）の概要

### 補助対象システムのイメージ

#### (1) 補助対象地域間幹線バスシステムへの接続



#### (2) 交通不便地域



出典：国土交通省資料